2025年4月

A. 該当するケース

以下の1又は2に該当するフィリピン国籍の方

- 学 発給される数次有効査証は、審査結果に応じて、以下のいずれか (滞在期間:15日、30日又は90日。査証の有効期間:1年、3年、5年又は10年)
- ☞ 本数次有効査証は商用目的用だが、2回目以降の訪日時は観光や親族・知人訪問目的でも使用可

1. 商用目的(次のいずれかに該当する方及びその配偶者、子)

- (1) 国公営企業の常勤者
- (2) 株式市場上場企業(第三国・地域の株式上場企業を含む。)の常勤者
- (3) 日系企業商工会の会員であり、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業(駐在員事務所を含む。) の常勤者
- (4) 株式市場上場企業(上記(2)に同じ。)が出資する合弁企業、子会社、支店等の常勤者
- (5) 日本の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者
- (6) フィリピンの年間総売上高上位 1000 社に含まれる企業の常勤者
- (7) 過去3年間に、日本への商用目的での渡航歴及びG7諸国(日本を除く。)への複数回の短期滞在での渡航歴がある有職者
- (8) 過去3年間に日本へ商用目的で3回以上の渡航歴がある有職者

2. 文化人・知識人等(次のいずれかに該当する方及びその配偶者、子)

- (1) 相当程度の業績が認められる美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家及び人文科学(文学、法律、 経済学等)、自然科学(理学、工学、医学等)の研究者
- (2) 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現 に当該職業に従事する有職者
- (3) 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- (4) 大学の講師以上の職にある方(常勤者に限る。)
- (5) 国公立の研究所及び国公立の美術館・博物館の課長職以上の職位にある方
- (6) 国会議員、州知事、州副知事、市長、カトリック司教、国家公務員、地方議会議員、地方公務員

B. 提出書類(各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr.ja/11_000001_00898.html)

※は当館 HP でダウンロード可

- (1) パスポート (要署名)
- ② パスポート写し(身分事項ページのみ)
- ③ 査証申請書※(4.5×3.5cm の顔写真貼付)
- ④ 数次有効查証発給希望理由書※
- ⑤ 在職証明書(企業・団体における申請者の職位、給与、在職期間を明記)
 - 自営業者の場合→会社名登録票写し
- ⑥ 上記A1又はA2に該当することを証する資料

【併せて提出する書類】

- A 1 (商用目的) の場合 → 数次の渡航目的を説明する資料(所属先からの出張命令書等)
- ・A1(7)又は(8)の場合
- → 過去3年以内における日本/G7諸国への短期滞在査証及び入国印が確認できるパスポート
- ・A 2 (2) の場合 → Profession Regulation Commission 発行のIDカード写し
- ・A2(2)の弁護士の場合 → Integrated Bar of the Philippines 発行の会員証写し
- ・A1又はA2の配偶者(又は子)の場合
- → 有職者等との関係を立証する資料 (PSA 発行の婚姻証明書又は出生証明書)
- ・A1又はA2の配偶者(又は子)が有職者等と別に申請する場合

→ <u>有職者等のパスポート写し</u>(身分事項ページと数次有効短期滞在査証のページ)